

第4編 災害復旧・復興計画

第1章 民生安定化計画

1 計画の概要

地震により被害を受けた住民の自力復興を促進し、安定した生活の早期回復を図るため、県、市町村及び防災関係機関が実施する、被災者の相談の受付、見舞金の支給及び雇用の確保等の民生安定化対策について定める。

2 計画の体系

項 目	概 要
1 被災者のための相談	① 相談所の開設、運営 ② 相談事項 ③ 罹災証明書の発行 ④ 被害者台帳の整備 ⑤ 被災者等の生活再建等の支援
2 見舞金等の支給及び生活資金の貸付	① 災害弔慰金の支給 ② 災害障害見舞金の支給 ③ 被災者生活再建支援金の支給 ④ 災害援護資金の貸付 ⑤ 生活福祉資金（福祉資金福祉費）の貸付 ⑥ 母子寡婦福祉資金 の償還猶予 ⑦ 母子寡婦福祉資金の違約金不徴収 ⑧ 母子寡婦福祉資金（事業開始資金、事業継続資金、住宅資金）の据置期間の延長
3 雇用の確保	① 臨時総合相談窓口の開設 ② 離職者の早期再就職の促進 ③ 雇用保険の失業等給付に関する特例措置 ④ 未払賃金立替払事業に関する措置 ⑤ 労災保険給付等に関する措置 ⑥ 労働保険料の納付に関する特例措置
4 応急金融対策	① 通貨供給の確保 ② 非常金融措置
5 生活関連物資の需給・価格状況の調査、監視及び情報の提供	① 調査・監視及び情報の提供 ② 物資の指定等
6 住宅対策	① 住宅資金の貸付 ② 被災者入居のための公営住宅建設 ③ 住宅復旧のための木材調達
7 租税の特例措置	① 県の特例措置 ② 国及び市町村の特例措置
8 公共料金等の特例措置	① 郵便事業 ② 貯金事業

項 目	概 要
	③ 電気通信事業 ④ 電気事業 ⑤ 都市ガス及び簡易ガス事業
9 被災住民への各種措置の周知	

3 被災者のための相談

(1) 相談所の開設、運営

県及び市町村は、被災者からの幅広い相談に応じるため、次の場所に速やかに相談所を開設し、他の防災関係機関と連携しながら、相談業務を実施する。

ア 県の設置する相談所：県庁、被災地及び応急仮設住宅等の所在する県総合支庁

イ 市町村の設置する相談所：市役所、町村役場、出張所、コミュニティ・センター及び避難所等

(2) 相談事項

相談所では、設置地域の状況及び他の防災関係機関との連携状況等を踏まえながら、次の事項等について相談業務を実施する。

ア 生活相談：各種見舞金、災害援護資金・福祉資金等、生活保護、要配慮者への対応、租税の特例措置及び公共料金等の特例措置等

イ 職業相談：雇用全般にわたる相談

ウ 金融相談：各種農林漁業資金及び商工業資金の利用

エ 住宅相談：住宅の安全診断、住宅の補修、住宅関係資金、公営住宅及び応急仮設住宅

(3) 罹災証明書の発行

市町村は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるとともに、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。

また、市町村は、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるとともに、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

県は、市町村に対し、住家被害の調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図り、育成した調査の担当者の名簿への登録、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図る。

なお、県は住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の研修等について実施する際、ビデオ会議システムを活用し、各市町村に映像配信を行うなど、より多くの市町村担当者の参加が可能となるような工夫をすることに努め、災害が発生した際には、発災後速やかに当該業務に係る事務の研修等を実施する。

また、県は、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害

の規模と比較して被災市町村の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町村に対して必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、定期的に、各市町村における課題の共有や対応の検討、各市町村へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災市町村間の調整を図る。

(4) 被災者台帳の整備

市町村は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町村からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。

(5) 被災者等の生活再建等の支援

市町村は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明する。また、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）の実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

県は、災害ケースマネジメントが実効性をもって円滑に行われるよう、市町村の実施体制の整備に向けた支援に努めるものとする。

4 見舞金等の支給及び生活資金の貸付

(1) 災害弔慰金

市町村は、自然災害により死亡した者の遺族に対し、災害弔慰金を支給する。

対象となる災害	<ol style="list-style-type: none"> 1つの市町村において5世帯以上の住家が滅失した自然災害 山形県内において5世帯以上の住家が滅失した市町村が3以上ある場合の自然災害 山形県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の自然災害 災害救助法が適用された市町村をその区域に含む都道府県が2以上ある場合の自然災害 (平成12年3月31日厚生省告示第192号)
根拠法令等	<ol style="list-style-type: none"> 1 根拠法令 災害弔慰金の支給等に関する法律 2 実施主体 市町村(条例) 3 経費負担 国1/2 県1/4 市町村1/4
支給対象者	死亡者の配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹(ただし、兄弟姉妹にあっては、当該配偶者、子、父母、孫、祖父母のいずれもが存しない場合に限る。)
支給限度額	死亡者1人につき 主たる生計維持者の場合 500万円 それ以外の場合 250万円 [支給の制限] <ol style="list-style-type: none"> 1 当該死亡者の死亡がその者の故意又は重大な過失により生じたものである場合 2 法律施行令(昭和48年政令第374号)第2条に規定する内閣総理大臣が定める支給金が支給された場合 3 災害に際し、市町村長の避難の指示に従わなかったこと等市町村長が不適当と認めた場合
窓口	市町村

(2) 災害障害見舞金

市町村は、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者に対して、災害障害見舞金を支給する。

対象となる災害	<ol style="list-style-type: none"> 1つの市町村において5世帯以上の住家が滅失した自然災害 山形県内において5世帯以上の住家が滅失した市町村が3以上ある場合の自然災害 山形県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の自然災害 災害救助法が適用された市町村をその区域に含む都道府県が2以上ある場合の自然災害 (平成12年3月31日厚生省告示第192号)
根拠法令等	<ol style="list-style-type: none"> 1 根拠法令 災害弔慰金の支給等に関する法律 2 実施主体 市町村(条例) 3 経費負担 国1/2 県1/4 市町村1/4
支給対象者	法別表に掲げる程度の障害がある者
支給限度額	障害者1人につき 主たる生計維持者の場合 250万円 それ以外の場合 125万円 [支給の制限] <ol style="list-style-type: none"> 1 当該障害者の障害がその者の故意又は重大な過失により生じたものである場合 2 法律施行令(昭和48年政令第374号)第2条に規定する内閣総理大臣が定める支給金が支給された場合 3 災害に際し、市町村長の避難の指示に従わなかったこと等市町村長が不適当と認めた場合
窓口	市町村

(3) 被災者生活再建支援金

一定規模以上の自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であって、経済的理由

等によって自立した生活を再建することが困難なものに対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、自立した生活の開始を支援する目的から被災者生活再建支援金を支給する。市町村は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び都道府県への送付に関する業務の実施体制の整備等を図る。

対象となる 自然災害	1 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村 2 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村 3 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県 4 上記1又は2の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した人口10万人未満の市町村 5 上記1～3の区域に隣接し、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した人口10万人未満の市町村 6 上記1若しくは2の市町村を含む都道府県又は上記3の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した人口10万人未満の市町村及び2世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した人口5万人未満の市町村				
根拠法令等	1 根拠法令 被災者生活再建支援法 2 実施主体 山形県（被災者生活再建支援法人に支援金支給に関する事務を委託） 3 経費負担 被災者生活再建支援法人 1/2 国 1/2				
支給対象 世帯	1 住宅が全壊した世帯 2 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯 3 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯 4 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（大規模半壊世帯） 5 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）				
支給額	支給額は、基礎支援金（住宅の被害に応じて支給する支援金）と加算支援金（住宅の再建方法に応じて支給する支援金）の合計額となる。（ただし、世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の4分の3の額となる。）				
		基礎支援金 (住宅の被害程度)	加算支援金 (住宅の再建方法)	計	
	① 全壊	100万円	建設・購入	200万円	300万円
	② 解体		補修	100万円	200万円
	③ 長期避難		賃貸（公営住宅を除く）	50万円	150万円
	④ 大規模半壊	50万円	建設・購入	200万円	250万円
			補修	100万円	150万円
			賃貸（公営住宅を除く）	50万円	100万円
	⑤ 中規模半壊	-	建設・購入	100万円	100万円
			補修	50万円	50万円
			賃貸（公営住宅を除く）	25万円	25万円
	※①全壊～④大規模半壊の被害を受けた世帯が一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円となる。				
窓口	市町村				

県及び市町村は、政府の支援制度の対象とならない災害において、生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、山形県・市町村被災者生活再建支援金を支給する。市町村は、山形県・市町村被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、申請受付及び支援金の支給業務の実施体制の整備等を図る。

支給対象世帯	自然災害により、中規模半壊以上の被害を受けた世帯で、政府の制度の支援を受けられない場合（ただし、豪雪による被害を除く。）
支給額	政府の制度と同じ
経費負担	県 1/2 市町村 1/2(全国のいずれかの自治体で被災者生活再建支援法が適用された災害において、県に特別交付税措置がある場合は、県 2/3 市町村 1/3)
窓口	市町村

(4) 災害援護資金の貸付

市町村は、災害救助法が適用される災害により家財等に被害を受けた世帯のうち、一定の所得要件を満たすものに対し、生活の建て直し資金として、災害援護資金を貸し付ける。

貸付対象	山形県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害により家屋等に被害を受けた世帯で、市町村民税における前年の総所得金額が次の額以内のもの 1人 220万円 2人 430万円 3人 620万円 4人 730万円 5人以上 730万円に世帯人員が1人増すごとに30万円を加算した額 ただし、その世帯の住居が滅失した場合においては1,270万円
根拠法令等	1 根拠法令 災害弔慰金の支給に関する法律 2 実施主体 市町村（条例） 3 経費負担 国2/3 県1/3
貸付金額	〔貸付区分及び貸付限度額〕 1 世帯主の1ヶ月以上の負傷 150万円 2 家財等の損害 ア 家財の1/3以上の損害 150万円 イ 住居の半壊 170万円 ウ 住居の全壊 250万円 エ 住居全体の滅失又は流失 350万円 3 1と2が重複した場合 ア 1と2のアの重複 250万円 イ 1と2のイの重複 270万円 ウ 1と2のウの重複 350万円 4 次のいずれかに該当する事由の1つに該当する場合であって、被災した住居を建て直す等、特別な事情がある場合 ア 2のイの場合 250万円 イ 2のウの場合 350万円 ウ 3のイの場合 350万円
貸付条件	1 据置期間 3年(特別な事情がある場合は5年) 2 償還期間 10年(据置期間を含む) 3 償還方法 年賦又は半年賦 4 貸付利率 年3%(据置期間中は無利子) 5 延滞利息 年10.75%
窓口	市町村

(5) 生活福祉資金（福祉資金福祉費）貸付

県社会福祉協議会は、災害救助法の適用に至らない災害により家財等に被害を受けた低所得世帯等に対し、生活の建て直し資金として、生活福祉資金(福祉資金福祉費)を貸し付ける。

貸付対象	低所得世帯（概ね市町村民税非課税程度、又は生活保護基準額の2倍以下）
根拠法令等	1 根拠法令 生活福祉資金貸付制度要綱（平成21年7月28日厚生労働省発社援0728第9号） 2 実施主体等 (1) 実施主体 県社会福祉協議会 (2) 窓口 市町村社会福祉協議会（民生委員・児童委員）
貸付金額	貸付限度 1世帯150万円
貸付条件	1 据置期間 貸付の日から6月以内 2 償還期間 据置期間経過後7年以内 3 貸付利率 保証人あり 無利子 保証人なし 年1.5%（据置期間経過後） 4 連帯保証人 原則必要 借受とは別世帯に属する者であって、原則として同一都道府県に居住し、その世帯の生活の安定に熱意を有する者 5 償還方法 月賦(又は年賦、半年賦) 6 必要書類 官公署の発行する被災証明書、見積書他

(6) 母子寡婦福祉資金の償還猶予

根拠法令等	母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第19条及び第38条
特例措置の内容	災害により借主が支払期日までに償還することが困難となった場合、償還を猶予する。 (1) 猶予期間 1年以内（1年後も、さらにその自由が継続し、特に必要と認めるときは改めて猶予できる。） (2) 添付書類 市町村長の被災証明書
備考	災害救助法の適用は要しない。

(7) 母子寡婦福祉資金の違約金不徴収

根拠法令等	母子及び寡婦福祉法施行令第17条及び第38条
特例措置の内容	支払期日までに納せられなかった償還金に課せられる違約金を徴収しないことができる。 添付書類 市町村長の被災証明書
備考	災害救助法の適用は要しない。

(8) 母子寡婦福祉資金(事業開始資金、事業継続資金、住宅資金)の据置期間の延長

根拠法令等	母子及び寡婦福祉法施行令第8条第37条
特例措置の内容	災害により全壊、流失、半壊、床上浸水等の被害を受けた住宅に居住していた者に対し、災害を受けた日から1年以内に貸付けられる場合には、2年を超えない範囲で厚生労働大臣が定める期間の延長ができる。 住宅又は家財の被害額に応じて、次の期間を延長できる。 (1) 事業開始資金 15,000円以上30,000円未満 6ヶ月 30,000円以上 1年 (2) 事業継続資金・住宅資金 15,000円以上30,000円未満 6ヶ月 30,000円以上45,000円未満 1年 45,000円以上 1年6ヶ月
備考	災害救助法の適用は要しない。

5 雇用の確保等

県及び市町村は、国と連携し被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策と、被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に沿った職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせる。

山形労働局は、被災者に対し以下の支援を行い、生活の再建等を図る。

(1) 臨時総合相談窓口の開設

被災地及び避難所の存する労働基準監督署、公共職業安定所に臨時総合相談窓口を開設し、労働条件や労働力確保等に向けた措置を講ずる。

(2) 離職者の早期再就職の促進

被災地域の公共職業安定所長は、災害により離職を余儀なくされた者の早期再就職等を促進するため、離職者の発生状況、求人・求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、必要に応じ、次の措置を講ずる。

ア 雇用維持等の要請

イ 被災者のための臨時職業相談の実施

ウ 公共職業安定所に出頭することの困難な地域における巡回職業相談の実施

(3) 雇用保険の失業等給付に関する特例措置

ア 求職者給付の支給に関する特例

公共職業安定所長は、災害救助法適用地域に所在する雇用保険の適用事業所に雇用される被保険者が、災害により当該事業所が休業するに至ったため一時的な離職を余儀なくされた場合、当該被保険者に基本手当を支給する。

イ 証明書による失業の認定

公共職業安定所長は、災害により失業の認定日に出頭できない受給資格者に対して、事後に証明書により失業の認定を行い、基本手当等を支給する。

(4) 未払賃金立替払事業に関する措置

災害を原因とする事業場の閉鎖等により労働者に対する賃金未払が生じた場合には、未払賃金立替払制度により迅速に必要な措置を講ずる。

(5) 労災保険給付等に関する措置

労災保険給付の請求に当たり、被災労働者が事業場の倒壊等の理由により事業主の証明を受けられない場合には、事業主の証明がなくとも請求書を受理する等弾力的な運用を行う。

(6) 労働保険料の納付に関する特例措置

災害により労働保険料等を所定の期限までに納付することができない事業主等に対して、必要があると認める場合は、概算保険料の延納の方法の特例措置、延滞金若しくは追徴金の徴収免除又は保険料の納付の猶予を行う。

6 応急金融対策

(1) 日本銀行山形事務所は、被災地における通貨の円滑な供給、金融の迅速かつ適切な調整を行うため、必要に応じて次により応急金融対策を実施する。

ア 通貨の供給の確保

(ア) 通貨の確保

被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、必要に応じ被災地所在の金

融機関に臨時に銀行券を寄託するほか、金融機関の所要現金の確保について必要な指導、援助を行う。

なお、被災地における損傷日本銀行券及び貨幣の引換えについては、職員を派遣する等必要な措置を講ずる。

(イ) 輸送、通信手段の確保

被災地に対する現金供給のため、緊急に現金を輸送し又は通信を行う必要がある場合は、関係行政機関等と密接に連絡をとり、輸送及び通信の確保を図る。

(ロ) 金融機関の業務運営の確保

関係行政機関と協議のうえ、被災金融機関が早急に営業を開始できるよう、あつせん、指導等を行う。また、必要に応じて、金融機関の営業時間の延長及び休日臨時営業を行うよう指導する。

イ 非常金融措置

(ア) 非常金融措置の実施

被災者の便宜を図るため、関係行政機関と協議のうえ、金融機関に対し次のような非常措置をとるようあつせん、指導を行う。

- a 預金通帳を滅紛失した預貯金者に対し、預貯金の便宜払戻しの取扱いを行うこと。
- b 被災者に対して定期預金、定期積立金等の中途解約又は預貯金を担保とする貸出等の特別取扱いを行うこと。
- c 被災地の手形交換所において、災害関係手形につき、呈示期間経過後の交換持出しを認めるほか、不渡処分の猶予等の特別措置をとること。
- d 損傷日本銀行券及び貨幣の引き換えについて、実情に応じ必要な措置をとること。

(イ) 金融措置に関する広報

金融機関の営業開始、休日臨時営業、預貯金の便宜払戻措置及び損傷日本銀行券・貨幣の引換え措置等については、金融機関と協力し、速やかに周知徹底を図る。

(2) 東北財務局山形財務事務所は、必要と認められる範囲内で、以下の金融上の措置を適切に講ずるよう各金融機関等に要請する。

ア 災害関係の融資に関する措置

災害の状況、応急資金の需要等を勘案して融資相談所の開設、審査手続きの簡便化、貸出の迅速化、貸出金の返済猶予等被災者の便宜を考慮した措置を講ずること。

イ 預金の払戻及び中途解約に関する措置

(ア) 預貯金通帳、届出印鑑等を焼失又は流出した場合でも、被災者の預貯金払戻の利便を図ること。

(イ) 定期預貯金、定期積金等の中途解約又は当該預貯金等を担保とする貸出に応じる等適宜の措置を講ずること。

ウ 手形交換、休日営業等に関する措置

手形交換又は不渡処分、休日営業又は平常時間外の営業についても配慮すること。

エ 営業停止等における対応に関する措置

営業停止等の措置を講じた営業店舗名等や現金自動支払機等を稼働させる営業店舗名等

を、速やかにポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やホームページに掲載し、取引者に周知徹底すること。

- (3) 金融機関は、被災者の便宜を図るため、次のような非常措置を行う。
- ア 預貯金通帳を滅紛失した預貯金者に対し、預貯金の便宜払戻しの取扱いを行うこと。
 - イ 被災者に対して定期預貯金、定期積立金等の中途解約又は預貯金を担保とする貸出等の特別取扱いを行うこと。
 - ウ 郵便局株式会社は、被災者に係る簡易保険業務について、非常取扱いを行うこと。

7 生活関連物資の需給及び価格状況の調査、監視及び情報の提供

- (1) 調査、監視及び情報の提供
- 県は、生活関連物資の供給の確保及び価格の安定を図るため、需給及び価格状況の調査並びに監視を行うとともに、その結果を被災地の住民等に情報提供する。
- (2) 物資の指定等
- ア 県は、生活関連物資の価格が著しく上昇し若しくはそのおそれがあり、又は供給が著しく不足し若しくはそのおそれがあると認める場合は、当該生活関連物資を特別の調査を要する物資（以下「指定物資」という。）として指定する。
 - イ 県は、指定物資を供給する事業者、店舗等の立ち入りを行い、適正な価格で売り渡すよう指導を行うとともに、必要に応じて勧告及び公表を行う。

8 住宅対策

- (1) 住宅資金の貸付
- ア 住宅金融支援機構資金（災害復興住宅資金）の貸付
- 県及び市町村は、被災地の滅失又は損失した家屋の状況を調査し、被災者に対し当該資金の融資が円滑に行われるよう、借入手続きの指導、被害状況踏査及び被害率の認定を早期に実施して、災害復興住宅資金の借入の促進を図る。この場合において、市町村は、被災者が機構に対して負うべき債務を保証するよう努める。

融 資 対 象	
	1 自然災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、地方公共団体から「罹災証明書」の交付を受けた者
	・建設、新築住宅購入、中古住宅購入 住宅が「全壊」、「大規模半壊」(※)又は「半壊」(※)した旨の罹災証明書の交付を受けた者
	※被災住宅の修理が不能又は困難である旨を借入申込書に記入することが必要
	・補修 住宅に被害が生じた旨の「罹災証明書」の交付を受けた者
	2 建設 床面積に関する制限なし
	3 新築住宅購入 床面積に関する制限なし 竣工から2年以内で人が住んだことがない住宅
	4 中古住宅購入 床面積に関する制限なし 竣工から2年を超える住宅又は人が住んだことのある住宅 機構の定める耐震性や劣化状況の基準に適合する住宅
	5 補修 床面積・築年数に関する制限なし

融資限度額	1 建設資金 (1) 土地を取得する場合 3,700 万円 (2) 土地を取得しない場合 2,700 万円 2 新築・中古住宅購入資金 3,700 万円 3 補修資金 1,200 万円
貸付条件	1 建設、新築住宅購入、中古住宅購入 (1) 返済期間 「35 年」又は「年齢に応じた最長返済期間」いずれか短い年数以内 (2) 据置期間 最長 3 年間（その分返済期間延長） 2 補修 (1) 返済期間 「20 年」又は「年齢に応じた最長返済期間」いずれか短い年数以内 (2) 据置期間 1 年間（その分返済期間延長）

※金額は、令和5年6月現在。東日本大震災の被災者の場合は別に定めあり。

イ 生活福祉資金（福祉資金福祉費）貸付

県社会福祉協議会は、災害により住家に被害を受けた低所得世帯、高齢者世帯及び障がい者世帯に対し、家屋の補修等資金として、生活福祉資金(福祉資金福祉費)を貸し付ける。

貸付対象	1 対象世帯 (1) 低所得世帯（概ね市町村民税非課税程度、又は生活保護基準額の 2 倍以下） (2) 高齢者世帯 （日常生活上介護を要する 65 歳以上の高齢者がいる世帯（所得制限あり）） (3) 障がい者世帯（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている者がいる世帯（所得制限あり））
根拠法令	1 根拠法令 生活福祉資金貸付制度要綱 （平成 21 年 7 月 28 日厚生労働省発社援 0728 第 9 号） 2 実施主体 県社会福祉協議会 3 窓口 市町村社会福祉協議会(民生委員・児童委員)
貸付金額	貸付限度 250 万円
貸付条件	1 据置期間 貸付の日から 6 月以内（災害の状況に応じ 2 年以内） 2 償還期間 据置期間経過後 7 年以内 3 貸付利率 保証人あり 無利子 保証人なし 年 1.5%（据置期間経過後） 4 連帯保証人 原則必要 借受人とは別世帯に属する者であって、原則として同一都道府県に居住し、その世帯の生活の安定に熱意を有する者 5 償還方法 月賦(又は年賦、半年賦) 6 必要書類 官公署の発行する被災証明書、見積書他

ウ 母子寡婦福祉資金（住宅資金）貸付

貸付対象	1 母子家庭の母、寡婦 2 被災した家屋の増築、改築、補修又は保全するために必要な資金
根拠法令	1 母子及び寡婦福祉法施行令第 7 条及び第 36 条

	2 法施行令通知
貸付金額	貸付限度 200万円
貸付条件	1 災害救助法の適用を要しない 2 据置期間 6か月 3 償還期間 7年以内 4 利率 無利子

(2) 災害公営住宅の建設

県及び市町村は、災害により滅失した住宅に住んでいた低所得者に対する住宅対策として、必要に応じて災害公営住宅（激甚災害の場合にあつては「罹災者公営住宅」）を建設し、賃貸する。

この場合において、滅失住宅が公営住宅法に定める基準に該当する場合は、災害住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに、災害公営住宅建設計画を作成し、災害査定早期実施が得られるよう努める。

(3) 住宅復旧のための木材調達

県は、必要により森林管理署等の協力を得て、県内の製材工場に対し復旧住宅用の資材を優先的に製材するよう要請するとともに、製材に必要な原木の確保に努める。なおも不足する場合は、近県に対して製材品の供給要請を行う。

(4) 県及び市町村は、復興過程の被災者については、仮設住宅等の提供により、その間の生活の維持を支援するとともに、できるかぎり早い段階から被災者の特性やニーズを把握し、提供期間の終期を待つことなく恒久住宅への円滑な移行に向けた取組みを計画的に実施する。

9 租税の特例措置

(1) 県の特例措置

県は、被災した納税者及び特別徴収義務者（以下「納税者等」という。）に対し、その状況に応じ、地方税法及び山形県県税条例等の規定に基づき、県税に係る期限の延長、納税の猶予及び減免等適切な措置を講ずる。

ア 期限の延長

災害により、納税者等が期限内に申告、申請、請求、届出その他書類の提出又は納付若しくは納入することができないと認められるときは、次により期限を延長する。

(ア) 県の全部又は一部にわたる災害

災害がやんだ日から2月以内に限り地域及び期日を指定する。

(イ) その他の場合

納税者等の申請により、災害がやんだ日から2月以内に限り期日を指定する。

イ 徴収猶予

災害により、財産に被害を受けた納税者等が県税を一時に納付し又は納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき、1年以内において徴収を猶予する。

なお、やむを得ない理由があると認められるときは、その者の申請に基づき、さらに、通算して2年を超えない範囲内で延長する。

ウ 滞納処分の執行停止等

災害により、滞納者が無財産となる等の被害を受けた場合は、滞納処分の執行停止、延滞金の減免等適切な措置を講ずる。

エ 減免等

(7) 個人事業税

事業用資産又は住宅若しくは家財について損害を受けた場合、その損害の程度等に
応じ一定の要件により減免する。

(イ) 不動産取得税

災害により滅失若しくは損壊した不動産に代わる不動産を災害を受けた日から2
年以内に取得した場合又は取得した不動産がその取得直後に災害により損壊した場
合、その不動産の取得に係る不動産取得税について、災害を受けた不動産と同一所有
者であるときは減免することができる。

なお、東日本大震災により不動産が滅失・損壊した場合は令和8年3月31日まで
に、当該震災に伴う原子力災害の場合は居住困難区域の指定が解除された日から起算
して3月を経過する日までに、それぞれ代替不動産を取得したときには、被災家屋、
従前の土地の面積分には課税しない。

(ウ) 自動車税（種別割）

災害により損害を受け、相当の修繕費を要すると認められる自動車に代わる自動車
を取得した場合における自動車税（種別割）について、災害を受けた自動車と同一所
有者であるときは一定の要件により減免する。

(エ) 自動車税（環境性能割）

災害により滅失し、又は損壊した自動車に代わる自動車を災害を受けた日から1年
以内に取得した場合における自動車税（環境性能割）について、災害を受けた自動車と
同一所有者であるときは一定の要件により減免する。

(オ) 軽油引取税

特別徴収義務者が、災害により、軽油の代金及び軽油引取税の全部又は一部を受け
取ることができなくなったとき若しくは徴収した軽油引取税額を失った場合、申請に
より、税額がすでに納入されているときは還付し、納入されていないときは免除する。

(カ) 産業廃棄物税

特別徴収義務者が、災害により、産業廃棄物の埋立処分に係る料金及び産業廃棄物
税の全部又は一部を受け取ることができなくなったとき若しくは徴収した産業廃棄
物税額を失った場合、申請により、税額がすでに納入されているときは還付し、納入
されていないときは免除する。

また、申告納付すべき納税者が、被災したと認められた場合、申請により減免する
ことができる。

(2) 国及び市町村の特例措置

国及び市町村は、災害により被災者の納付すべき国税及び地方税について、災害の状況に応
じて、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は税の納付若し
くは納入に関する期日の延長、徴収猶予及び減免の措置を講じる。

10 公共料金の特例措置

(1) 郵便事業

ア 被災者に対する通常葉書・郵便書簡（折り畳んで糊付けすると封筒になり、そのまま投函
できる官製便せん）の無償交付

イ 被災者の差し出す郵便物の料金免除

- ウ 被災地あて救助用郵便物（被災地の地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会及び共同募金連合会にあてた小包郵便及び現金書留に限る。）の料金免除
- (2) 貯金事業
 - 被災者救援用寄附金（被災地の地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会等に対する寄附金の通常払込み及び通常振替料金に限る。）送金のための郵便振替料金免除
- (3) 電気通信事業
 - ア 避難指示等により実際に電話サービスを受けられない契約者の基本料金（避難指示等の日から同解除の日までの期間（1カ月未満は日割り計算）とする。）の減免
 - イ 被災者の電話移転工事費（災害による建物被害により、仮住居等へ電話を移転する契約者の移転工事費に限る。）の減免
- (4) 電気事業
 - 災害救助法が適用された市町村及び同法が適用された市町村に隣接する市町村の被災者から申し出があった場合（罹災証明書の提出等）、経済産業大臣の認可を受けて次の措置が実施される。
 - なお、当該措置の適用項目及び期間は、災害の規模による。
 - ア 電気料金の支払期日の延伸
 - イ 不使用月の電気料金の免除
 - ウ 建て替え等に伴う工事費負担金（被災前と同一契約に限る。）の免除
 - エ 仮設住宅等における臨時電灯・電力使用のための臨時工事費の免除
 - オ 被災により使用不能となった電気設備分の基本料金の免除
 - カ 被災に伴う引込線・計量器類の取付け位置変更のための諸工料の免除
- (5) 都市ガス事業及び簡易ガス事業被害の状況を踏まえ、東北経済産業局の認可を受けて、次の措置を実施する。
 - ア 被災者のガス料金の納期の延伸
 - イ 事業区域外の災害被災者が区域内に移住してきた場合も、上記アを適用

11 被災者への各種措置の周知

県、市町村及び防災関係機関は、それぞれが行う前記の措置が効果的に実施されるよう、各種の広報手段を活用し、被災者に対する周知を図るよう努める。

第2章 金融支援計画

1 計画の概要

地震により被害を受けた農林漁業者及び中小企業等の早期復旧及び事業経営の維持安定を図るため、県及び市町村が実施する金融支援対策について定める。

2 計画の体系

(1) 農林漁業関係

項 目	概 要
1 天災融資制度による融資	① 天災資金の貸付（天災融資法が適用された場合） ② 山形県農林漁業天災対策資金の貸付
2 日本政策金融公庫災害復旧資金の融資	① 農業関係資金（農業基盤整備資金・農林漁業セーフティネット資金・農林漁業施設資金） ② 林業関係資金（林業基盤整備資金・農林漁業セーフティネット資金・農林漁業施設資金） ③ 漁業関係資金（漁業基盤整備資金・農林漁業セーフティネット資金・農林漁業施設資金）
3 各融資機関に対する円滑な融資の要請	
4 既貸付金の条件緩和	① 既貸付制度資金の条件緩和措置 ② 各金融機関に対する条件緩和措置の要請
5 農林漁業者への各種措置の周知	

(2) 中小企業関係

項 目	概 要
1 被災中小企業の資金需要把握	
2 災害対策資金の発動と既存制度の拡充等の措置	
3 災害関連融資制度による融資	
4 各金融機関に対する円滑な融資の要請	
5 既貸付金の条件緩和	① 既貸付制度資金の条件緩和措置 ② 各金融機関に対する条件緩和措置の要請
6 中小企業者への各種措置の周知	① 各種広報手段を活用した周知 ② 被災地への中小企業金融相談所の設置

3 農林漁業関係

(1) 天災融資制度による融資

ア 天災資金の貸付

県及び市町村は、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（以下「天災融資法」という。）が適用された場合、農業協同組合等系統金融機関及び銀行等の融資機関に対し利子補給及び損失補償を行うことにより、被害を受けた農林漁業者（以下「被害農林漁業者」という。）に対し、その再生産に必要な低利の経営資金を融通するほか、農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会又は漁業協同組合であって当該天災によりその所有し管理する施設、在庫品等に著しい被害を受けたもの（以下「被害組合」という。）に対し、天災により被害を受けたために必要となった事業資金を融通する。

資金の種類	経営資金	事業資金
融資対象となる事業	種苗、肥料、飼料、薬剤、農機具・漁具（政令で定めるもの）等の購入費等農林業経営に必要な資金	天災により被害を受けたため必要とする事業運営資金
貸付の相手方	被害農林漁業者であって、減収による損失額が平年の当該収入額の1割以上である等の要件を満たし、市町村長の認定を受けた者	被害組合であって、その所有又は管理する施設、在庫品等に著しい被害を受けたもの
貸付利率（年利）	特別被害者 3.0%以内 3割被害者等 5.5%以内 その他 6.5%以内	6.5%以内
償還期間	6年以内 激甚災害の場合は7年以内	3年以内
償還期間のうち据置期間	—	—

(注) 1 上記表の貸付利率については、その都度適用時の金利情勢によって決定。

2 特別被害者：都道府県知事が農林水産大臣の承認を得て指定する特別被害地域内の、農業にあつては年収の5割（開拓者は3割）以上の損失額のある者又は5割（開拓者は4割）以上の樹体損失額のある者をいい、林業、漁業にあつては年収の5割以上の損失額のある者又は7割以上の施設損失額のある者をいう。

3 3割被害者等：年収の3割以上の損失額のある被害農林漁業者（特別被害地域内の特別被害者を除く。）及び開拓者（特別被害地域内の特別被害者を除く。）をいう。

4 天災融資法が適用された災害が、さらに激甚法の適用も受けかつ山形県が激甚災害対象都道府県となった場合には、償還期間及び貸付限度額等の特例を受けることができる。

(貸付限度額)

区分	貸付対象者		貸付限度額（単位：万円）	
			天災融資法適用	激甚災害法適用
経営資金	農業者	果樹栽培者、家畜等飼業者	500(2,500)	600(2,500)
		一般農業者	200(2,000)	250(2,000)
	林業者		200(2,000)	250(2,000)
	漁業者	漁具購入資金	5,000	5,000
		漁船建造・取得資金	500(2,500)	600(2,500)
		水産動植物養殖資金	500(2,500)	600(2,500)
一般漁業者		200(2,000)	250(2,000)	
事業資金	被害組合		個別組合 2,500 連合会 5,000	個別組合 5,000 連合会 7,500

(注) 1 経営資金の()内は法人に対する貸付限度額

イ 山形県農林漁業天災対策資金の貸付

県及び市町村は、当該天災が山形県経済に及ぼす影響が大であると認められる場合には、農業協同組合等系統金融機関及び銀行等の融資機関に対し利子補給を行うことにより、当該災害により被害を受けた農林漁業者(以下「被害農林漁業者」という。)に対し、低利の経営資金を融通する。

融資対象事業	種苗、肥料、飼料、薬剤、農機具・漁具(要綱で定めるもの)等の購入費等農林漁業経営に必要な資金
貸付の相手方	被害農林漁業者であって、減収による損失額が平年の当該収入額の1割以上である等の要件を満たし、市町村長の認定を受けた者
貸付利率(年利)	特別被害者 3.0%以内 3割被害者等 5.5%以内 その他 6.5%以内
償還期間	6年以内(天災融資法が適用された場合には、同法による経営資金の貸付実行日まで)
償還期間のうち据置期間	—

(注) 1 上記表の貸付利率については、その都度適用時の金利情勢によって決定。

2 特別被害者：都道府県知事が指定する特別被害地域内の、農業にあっては年収の5割(開拓者は3割)以上の損失額のある者又は5割(開拓者は4割)以上の樹体損失額のある者をいい、林業、漁業にあっては年収の5割以上の損失額のある者又は7割以上の施設損失額のある者をいう。

3 3割被害者等：年収の3割以上の損失額のある被害農林漁業者(特別被害地域内の特別被害者を除く。)及び開拓者(特別被害地域内の特別被害者を除く。)をいう。

(貸付限度額)

区分	貸付対象者		貸付限度額(万円) 個人、()内は法人
経営資金	農業者	果樹栽培者、家畜等飼養者	500(2,500)
		一般農業者	200(2,000)
	林業者		200(2,000)
	漁業者	漁具購入資金	5,000
		漁船建造・取得資金	500(2,500)
		水産動植物養殖資金	500(2,500)
		一般漁業者	200(2,000)

(2) 日本政策金融公庫災害復旧資金の融資

日本政策金融公庫は、被害農林漁業者に対し、農林漁業用施設等が被害を受けた場合はその復旧に要する資金を、災害のために資金を導入しなければ経営の維持が困難な場合は経営資金等を融資する。

区分	資金の種類	融資対象事業	貸付の相手方	貸付利率 (年利)	償還期間	償還期間 のうち 据置期間	
農業関係資金	農業基盤整備資金	農地又は牧野の復旧	農業を営む者、農業振興法人、土地改良区、農協、農協連等	0.16～0.30%	25年以内	10年以内	
	農林漁業施設資金	[共同利用施設] (1) 農産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の復旧	土地改良区、土地連、農協、農協連、農林漁業振興法人等	0.16～0.30%	20年以内	3年以内	
		[主務大臣指定施設] (1) 農業用施設等の復旧	農業を営む者、農協、農協連等	0.16～0.30%	15年以内	3年以内	
		(2) 災害を受けた果樹の改植又は補植		25年以内	10年以内		
林業関係資金	林業基盤整備資金	造林	復旧造林	林業を営む者、森組、森連、農協	0.30～0.45%	35年以内	20年以内
			樹苗養成施設の復旧	樹苗養成の事業を営む者、森組、森連、農協等	0.16～0.30%	15年以内	5年以内
		林道	林道の復旧	林業を営む者、森組、森連、農協	0.30～0.45%	20年以内	3年以内
	農林漁業施設資金	[共同利用施設] 林産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の復旧	農協、農協連、森組、森連等	0.30%	20年以内	3年以内	
		[主務大臣指定施設] 造林、林産物の処理加工等に必要な機械その他施設の復旧	林業を営む者	0.30～0.45%	15年以内	3年以内	
	漁業関係資金	漁業基盤整備資金	漁港施設、漁場及び水産種苗生産施設の復旧	漁業を営む者、水産業協同組合、水産振興法人等	0.16～0.30%	20年以内	3年以内
農林漁業施設資金		[共同利用施設] 水産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の復旧	水産業協同組合、農林漁業振興法人等	0.16～0.30%	20年以内	3年以内	

区分	資金の種類	融資対象事業	貸付の相手方	貸付利率 (年利)	償還期間	償還期間 のうち 据置期間
漁業関係資金	農林漁業 施設資金	[主務大臣指定施設] 漁具、漁場改良造成施 設、内水面養殖施設、 海面養殖施設、漁船漁 業用施設及び漁業生 産環境施設の復旧	漁業を営む者、水産業 協同組合	0.16～0.24%	15年以内	3年以内
農林漁業関係資金	農林漁業セ ーフティネ ット資金	不慮の災害により農 林漁業経営の維持が 困難になっている場 合、経営の維持安定に 必要な長期の運転資 金	農林漁業者であって 農林漁業所得が総所 得(法人にあつては農 林漁業に係る売上高 が総売上高)の過半を 占める者又は粗収益 が200万円以上(法人 1,000万円以上)であ る者 認定農業者、認定新規 就農者、林業経営改善 計画の認定を受けた 者、漁業経営の改善及 び再建整備に関する 特別措置法に定める 改善計画の認定を受 けた者等	0.16%	10年以内	3年以内
<p>(申込方法) 日本政策金融公庫、農林中央金庫、農業協同組合又は銀行</p> <p>(貸付限度) 農業基盤整備資金：貸付を受ける者の負担する額（以下「負担額」という。）に別に定める割合を乗じて得た額</p> <p>農業セーフティネット資金：600万円</p> <p>農林漁業施設資金のうち共同利用施設：貸付を受ける者の負担する額の80%に相当する額</p> <p>農林漁業施設資金のうち主務大臣指定施設分：負担額の80%に相当する額又は1施設あたり300万円(特例600万円、漁船の場合1,000万円)のいずれか低い額</p> <p>※金利は、令和3年7月20日現在のものであり、変動することがある。</p>						

(3) 各融資機関に対する円滑な融資の要請

県及び市町村は、被害の状況に応じて、農業協同組合及び銀行等の各融資機関に対し、審査手続きの簡便化、貸付けの迅速化及び貸付条件の緩和等について便宜が図られるよう要請し、被害を受けた農林漁業者への円滑な融資が図られるよう努める。

(4) 既貸付金の条件緩和

ア 既貸付制度資金の条件緩和措置

県及び市町村は、被害の状況に応じて、被害を受けた農林漁業者に対する既貸付資付制度資金について、法令規則等の範囲内において償還猶予等の条件緩和措置を実施するよう農業協同組合及び銀行等の融資機関に要請を行う。

イ 各金融機関に対する条件緩和措置の要請

県及び市町村は、被害の状況に応じて、農業協同組合及び銀行等の各融資機関に対し、被害を受けた農林漁業者に対する既貸付金について、償還猶予等の条件緩和措置を要請する。

(5) 農林漁業者への各種措置の周知

県及び市町村は、農林漁業の早期復旧と経営の維持安定を図るため、農林漁業関係団体及び融資機関と連携しながら、各種の広報手段を活用し、被害を受けた農林漁業者に対し各種災害復旧に係る各種金融支援措置の周知を図るよう努める。

4 中小企業関係

(1) 被災中小企業の資金需要等の把握

県は、被害を受けた中小企業の早期復旧を図るため、関係行政機関、商工会・商工会議所、政府系金融機関及び民間金融機関等と密接に連携し、中小企業の被害状況及び再建に要する資金需要等を的確に把握するよう努める。

(2) 災害対策資金等の発動と既存制度の拡充等の措置

県は、中小企業者の受けた被害の状況に応じ、必要があると認められた時は、災害対策資金等を発動する。また、既存融資制度について、特例的に拡充を図ることについても併せて検討する。

さらに、信用力・担保力が不足した中小企業者への金融の円滑化を図るため、必要があると認められた場合は、国に対してセーフティネット保証の要請を行うとともに、山形県信用保証協会に対して柔軟な保証対応について要請する。

(3) 災害関連融資制度による融資（商工関係）

災害復旧に係る融資制度として、次の制度を活用することができる。

機関名	資金名	融 資 条 件 等	申込窓口
山形県 (商業振興・経営支援課)	山形県商工業振興資金 (災害対策資金)	1 資金用途	取扱金融機関 ・ 県内に本店を有する銀行、信用金庫及び信用組合 ・ 七十七銀行、北都銀行、東邦銀行及び商工中金の県内各支店
		2 貸付対象	
		3 貸付限度	
		4 貸付利率	
		5 貸付期間	
		6 取扱期間	
		<p>物的被害の原形復旧に必要とする設備資金及び原形復旧までの間必要とする運転資金</p> <p>県内に本店又は主たる事業所を有する中小企業であって、県が指定する災害等により、事業所又は主要な事業用資産について全壊、半壊その他これらに準ずる被害を受け、経営の安定に著しい支障をきたしているもの</p> <p>※県は、中小企業者の受けた被害の状況に応じて、必要があると認められた時は、災害対策資金を発動し、貸付限度等の融資条件を定める。</p>	

機関名	資金名	融 資 条 件 等		申込窓口
	山形県商工業振興資金（経営安定資金第4号）	1 資金使途	物的被害の原形復旧に必要とする設備資金及び経営の安定に必要な運転資金	
		2 貸付対象	県が指定する局地的な災害により事務所又は主要な事業用資産について被害を受け、経営の安定に支障をきたしているもの	
		3 貸付限度	8,000万円以内	
		4 貸付利率	年1.6%	
		5 貸付期間	10年以内（うち据置期間2年以内）	
		6 取扱期間	県がその都度指定	
日本政策金融公庫（国民生活事業）	災害貸付	1 資金使途	災害復旧のための設備資金及び運転資金	日本政策金融公庫各支店の国民生活事業の窓口及び代理店
		2 貸付対象	別に指定される災害により被害を受けた方	
		3 貸付限度	それぞれの融資制度の融資限度額に、 1 災害につき3,000万円を加えた額	
		4 貸付利率	各融資制度に定められた利率	
		5 貸付期間	一般貸付：設備資金 10年以内（うち据置期間2年以内） 運転資金 10年以内（うち据置期間2年以内） 特別貸付：それぞれの融資制度の貸付期間	
		6 担保	必要により徴する	
		7 保証人	必要により徴する	

機関名	資金名	融 資 条 件 等		申込窓口
日本政策金融公庫 (中小企業事業)	災害復旧貸付	1 資金用途	災害復旧のための設備資金及び長期運転資金	日本政策金融公庫各支店の中小企業事業の窓口及び代理店
		2 貸付対象	公庫が本貸付の適用を認めた災害により被害を被った中小企業者	
		3 貸付限度	直接貸付:別枠 1 億 5,000 万円 代理貸付:上記限度の範囲内で別枠 7,500 万円	
		4 貸付利率	基準金利 但し災害の実績に応じ、閣議決定により当該災害復旧貸付として特別利率が設定される場合がある。	
		5 貸付期間	設備資金 15年以内 (うち据置期間 2年以内) 運転資金 10年以内 (うち据置期間 2年以内)	
		6 担保	必要により徴する	
		7 保証人	必要により徴する	
商工組合中央金庫	災害復旧貸付	1 資金用途	災害復旧に伴い必要となる設備資金及び運転資金	商工組合中央金庫各支店及び代理店
		2 貸付対象	災害により被害を受けた方	
		3 貸付限度	所定の金額	
		4 貸付利率	所定の利率	
		5 貸付期間	設備資金 20年以内 (据置 3年以内) 運転資金 10年以内 (据置 3年以内)	
		6 担保	必要により徴する	
		7 保証人	必要により徴する	

(4) 各金融機関に対する円滑な融資の要請

県及び市町村は、被害の状況に応じて、政府系金融機関及び銀行等の各金融機関に対し、審査手続きの簡便化、貸出しの迅速化及び貸出条件の緩和等について便宜が図られるよう要請し、被害を受けた中小企業者に円滑な融資が図られるよう努める。

(5) 既貸付金の条件緩和

ア 既貸付制度資金の条件緩和措置

県は、被害の状況に応じて、被害を受けた中小企業者に対する既貸付制度資金（山形県商工業振興資金、小規模企業者等設備導入資金及び中小企業高度化資金）について、法令

規則等の範囲内において償還猶予等の条件緩和措置を講ずるよう必要な措置を行うとともに、関係金融機関に対し指導を行う。

イ 各金融機関に対する条件緩和措置の要請

県及び市町村は、被害の状況に応じて、政府系金融機関及び県内の各金融機関に対し、被害を受けた中小企業者に対する既貸付金について、償還猶予等の条件緩和措置を要請する。

(6) 中小企業者への各種措置の周知

ア 各種広報手段を活用した周知

県及び市町村は、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会及び各金融機関と連携し、各種の広報手段を活用し、被害を受けた中小企業者に対し、災害復旧に係る各種金融支援措置の周知を図るよう努める。

イ 被災地への中小企業金融相談窓口の設置

県及び市町村は、被害の状況に応じ、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会、信用保証協会及び金融機関と連携し、中小企業金融相談窓口を設置し、各種金融支援措置の周知に努めるとともに、必要な助言、調整を行う。

第3章 公共施設等災害復旧計画

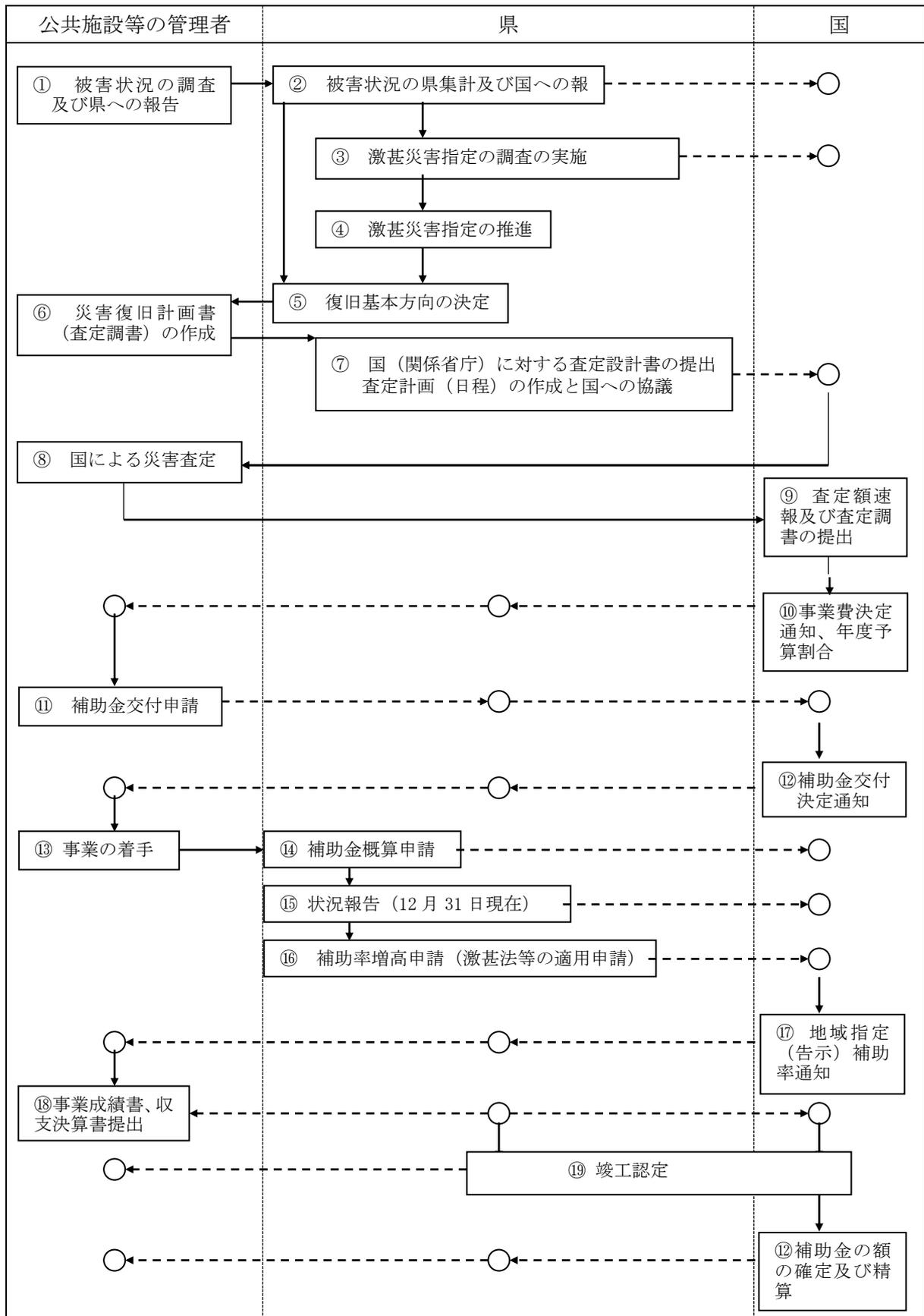
1 計画の概要

地震により被害を受けた公共施設等の早期復旧を図るため、被害状況の調査、激甚災害指定の調査及び災害査定等、災害復旧に向けた一連の手続きを定める。

2 計画の体系

項 目	概 要
1 被害状況の調査及び県への報告	① 公共施設等の管理者による被害状況の調査 ② 県の所管課に対する被害状況の報告
2 被害状況の県集計及び国への報告	① 県の所管課による県全体の被害状況の集計 ② 国（関係省庁）に対する集計結果の報告
3 激甚災害指定の調査と推進	① 激甚災害指定の調査の実施 ② 激甚災害指定の推進 ③ 局地激甚災害指定の推進
4 復旧の基本方向の決定等	① 復旧の基本方向の決定 ② 災害復旧計画概要書（査定設計書）の作成
5 災害査定 of 促進	① 国（関係省庁）に対する査定設計書の提出 ② 査定計画（日程）の作成と国（関係省庁）との協議
6 災害復旧関係技術職員等の確保	① 県営災害復旧事業における応援派遣の協議等 ② 市町村営災害復旧事業における応援派遣の協力要請等
7 資金計画	① 県の資金計画 ② 市町村の資金計画 ③ 東北財務局山形財務事務所の措置 ④ 山形中央郵便局の措置

[災害復旧事業執行手続きの流れ]



3 被害状況の調査及び県への報告

災害復旧事業の対象となる公共施設等に被害が発生した場合、施設の管理者はその被害状況を迅速かつ的確に把握するとともに、その状況を市町村又は県（所管課（次の災害復旧事業一覧に掲げる所管課。以下同じ。）又は出先機関）に対し速やかに報告する。

また、市町村は、施設の管理者から被害状況の報告を受けたときは、その内容を速やかに県（所管課又は出先機関）に対し報告する。

[災害復旧事業一覧]

災害復旧事業名	対象施設等	関係省庁	県の所管課	
(1) 公共土木施設災害復旧事業 (公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法)	河川	国土交通省	県土整備部河川課 県土整備部砂防・災害対策課	
	海岸	国土交通省	県土整備部河川課 県土整備部砂防・災害対策課 県土整備部空港港湾課	
	砂防設備	農林水産省 国土交通省	農林水産部水産振興課 県土整備部砂防・災害対策課	
	林地荒廃防止施設	農林水産省	農林水産部森林ミクス推進課	
	地すべり防止施設	国土交通省 農林水産省	県土整備部砂防・災害対策課 農林水産部農村整備課 農林水産部森林ミクス推進課	
	急傾斜地崩壊防止施設	国土交通省	県土整備部砂防・災害対策課	
	道路	国土交通省	県土整備部道路保全課 県土整備部砂防・災害対策課	
	港湾	国土交通省	県土整備部空港港湾課	
	漁港	農林水産省	農林水産部水産振興課	
	下水道	国土交通省	県土整備部下水道課 県土整備部砂防・災害対策課	
	公園	国土交通省	県土整備部都市計画課	
	(2) 農林水産業施設等災害復旧事業 (農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律)	農地・農業用施設	農林水産省	農林水産部農村整備課
		林業用施設	農林水産省	農林水産部森林ミクス推進課
漁業用施設		農林水産省	農林水産部水産振興課	
共同利用施設		農林水産省	農林水産部畜産振興課	
(3) 文教施設等災害復旧事業 (公立学校施設災害復旧費国庫負担法) (激甚法) (予算措置)	公立学校施設	文部科学省	教育局教育政策課	
	公立社会教育施設 私立学校施設	文部科学省	教育局生涯教育・学習振興課 総務部高等教育政策・学事文書課 しあわせ子育て応援部子ども成育支援課	
	文化財	文部科学省	観光文化スポーツ部博物館・文化財活用課	

災害復旧事業名	対象施設等	関係省庁	県の所管課
(4) 厚生施設等災害復旧事業 (生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、障害者総合支援法、精神保健福祉法、売春防止法、内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実施調査要領)	社会福祉施設等	厚生労働省	しあわせ子育て応援子ども成育支援課 しあわせ子育て応援子ども家庭福祉課 健康福祉部健康福祉企画課 健康福祉部地域福祉推進課 健康福祉部高齢者支援課 健康福祉部障がい福祉課
(廃棄物処理施設等災害復旧費補助金交付要綱)	廃棄物処理施設 浄化槽（市町村整備推進事業）	環境省	環境エネルギー部循環型社会推進課 環境エネルギー部水大気環境課
(循環型社会形成推進交付金交付要綱)	浄化槽（公共浄化槽等整備推進事業）		環境エネルギー部水大気環境課
(医療施設等災害復旧費補助金)	医療施設等	厚生労働省	健康福祉部医療政策課
(上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金交付要綱)	水道施設	厚生労働省	防災くらし安心部食品安全衛生課
(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律)	感染症指定医療機関	厚生労働省	健康福祉部健康福祉企画課
(精神保健福祉法)	精神障害者社会復帰施設等	厚生労働省	健康福祉部障がい福祉課
(5) 都市施設災害復旧事業 (都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針)	都市排水施設等 街路施設	国土交通省 国土交通省	県土整備部都市計画課 県土整備部都市計画課

災害復旧事業名	対象施設等	関係省庁	県の所管課
(6) 公営住宅等災害復旧事業 (公営住宅法)	災害公営住宅の建設 既設公営住宅	国土交通省 国土交通省	県土整備部建築住宅課 県土整備部建築住宅課
(7) その他災害復旧事業 ① 空港 (空港法) ② 工業用水道 (予算措置) ③ 中小企業 (激甚法)	空港施設 県企業局所管の工業用水道 施設 中小企業共同施設	国土交通省 経済産業省 経済産業省	県土整備部空港港湾課 企業局水道事業課 産業労働部商業振興・経営支援課 産業労働部産業技術イノベーション課
(8) 災害復旧に係る財政支援措置 ① 特別交付税に係る業務 ② 普通交付税に係る業務 ③ 地方債に係る業務		総務省 総務省 総務省	みらい企画創造部市町村課 みらい企画創造部市町村課 みらい企画創造部市町村課

4 被害状況の県集計と国への報告

県の所管課は、施設の管理者若しくは市町村又は出先機関から被害状況の報告を受けたときは、速やかに県全体の集計を行い、その結果を国（前項の災害復旧事業一覧に掲げる関係省庁）に対し報告（速報、概要報告及び確定報告）するとともに、防災危機管理課にその内容を報告する。

5 激甚災害指定の調査と推進

(1) 激甚災害指定の調査の実施

県の所管課は、第3項の被害状況報告に基づいて市町村の被害状況等を検討し、県内において著しく激甚である災害が発生したと判断される場合には、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害又は局地激甚災害の指定を受けるため、必要な調査を実施する。

市町村は、県が行う激甚災害又は局地激甚災害に関する調査等について協力する。

(2) 激甚災害指定の推進

ア 県の所管課は、前項に基づく調査の結果、激甚法に定める激甚災害が発生したと認められるときは、防災危機管理課に対しその旨を報告する。

イ 防災危機管理課は、当該所管課と連携を図りながら、国（内閣府等）に対し激甚法に基づく激甚災害の指定を働きかけるなど、早期に激甚災害の指定が受けられるよう努める。

[激甚災害の指定基準]

(昭和 37 年 12 月 7 日 中央防災会議決定)

適用条項 (適用措置)	指 定 基 準
激甚法第 2 章 (3 条～ 4 条) (公共土木施設災害復旧事業等に関する特別財政援助)	次のいずれかに該当する災害 A 基準 当該災害の査定見込額 > 全国標準税収人 × 0.5% B 基準 当該災害の査定見込額 > 全国標準税収人 × 0.2% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が 1 以上 (1) 都道府県分の査定見込額 > 当該都道府県標準税収 × 25% (2) 都道府県内市町村分の査定見込総額 > 当該都道府県内市町村標準税収総額 × 5%
激甚法第 5 条 (農地等の災害復旧事業等に関する補助の特別措置)	次のいずれかに該当する災害 A 基準 査定見込額 > 全国農業所得推定額 × 0.5% B 基準 査定見込額 > 全国農業所得推定額 × 0.15% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が 1 以上 (1) 都道府県内査定見込額 > 当該都道府県の農業所得推定額 × 4% (2) 都道府県内査定見込額 > 10 億円
激甚法策 6 条 (農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例)	次の 1 及び 2 の要件に該当する災害。但し、当該災害における被害見込額 5,000 万円以下のものは除く。 (1) 激甚法第 5 条の措置が適用される場合 (2) 農業被害見込額 > 全国農業所得推定額 × 1.5% で激甚法第 8 条の措置が適用される場合 但し、上記に該当しない場合であっても、水産業共同利用施設に係るものについて、当該災害に係る漁業被害見込額が農業被害見込額を超え、かつ、次のいずれかに該当する激甚災害に適用する。 (3) 漁船等の被害見込額 > 全国漁業所得推定額 × 0.5% (4) 漁業被害見込額 > 全国漁業所得推定額 × 1.5% で第 8 条が適用される場合
激甚法策 8 条 (天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例)	次のいずれかに該当する災害。但し、高潮、津波等特殊な原因による激甚な災害であって、災害の態様から次の基準によりがたい場合は、被害の実情に応じて個別に考慮 A 基準 農業被害見込額 > 全国農業所得推定額 × 0.5% B 基準 農業被害見込額 > 全国農業所得推定額 × 0.15% かつ、次の要件に該当する都道府県が 1 以上 1 つの都道府県の特別被害農業者 > 当該都道府県内の農業者 × 3%

適用条項（適用措置）	指 定 基 準
激甚法第 11 条の 2 （森林災害復旧事業に対する補助）	次のいずれかに該当する災害 A 基準 林業被害見込額 > 全国生産林業所得推定額×5% （樹木に係るもの）（木材生産部門） B 基準 林業被害見込額 > 全国生産林業所得推定額×1.5% （樹木に係るもの）（木材生産部門） かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が 1 以上 (1) 都道府県林業被害見込額 > 当該都道府県生産林業所得推定額×60% (2) 都道府県内林業被害見込額 > 全国生産林業所得推定額×1%
激甚法第 12 条 （中小企業信用保険法による災害関係保証の特例） 激甚法第 13 条 （小規模企業者等設備導入資金助成法による災害特例関係） 激甚法第 15 条 （中小企業者に対する資金の融通に関する特例）	次のいずれかに該当する災害 A 基準 中小企業関係被害額 > 全国中小企業所得推定額×0.2% B 基準 中小企業関係被害額 > 全国中小企業所得推定額×0.06% かつ、次の要件に該当する都道府県が 1 以上 1 つの都道府県の中小企業関係被害額 > 当該都道府県の中小企業所得推定額×2% 又は、その中小企業関係被害額>1,400 億円
激甚法第 16 条 （公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助） 激甚法第 17 条 （私立学校施設災害復旧事業の補助） 激甚法第 19 条 （市町村施行の伝染病予防事業に関する負担の特例）	激甚法第 2 章の措置が適用される場合 但し、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合は除外
激甚法第 22 条 （罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例）	次のいずれかに該当する災害 A 基準 被災地全域滅失住宅戸数 ≥ 4,000 戸 B 基準 次の 1 又は 2 のいずれかに該当する災害 1 被災地全域滅失住宅戸数 ≥ 2,000 戸 かつ、次のいずれかに該当するもの (1) 1 市町村の区域内の滅失住宅戸数 ≥ 200 戸 (2) 1 市町村の区域内の滅失住宅戸数 ≥ 10% 2 被災地全域滅失住宅戸数 ≥ 1,200 戸 かつ、次のいずれかに該当するもの (1) 1 市町村の区域内の滅失住宅戸数 ≥ 400 戸 (2) 1 市町村の区域内の滅失住宅戸数 ≥ 20%

適用条項（適用措置）	指 定 基 準
激甚法第 24 条 （小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等）	1 公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置については、激甚法第 2 章の措置が適用される場合 2 農地農業用施設等小災害に係る措置については激甚法第 5 条の措置が適用される場合
上記以外の措置	災害発生のおと、被害の実情に応じて個別に考慮される。

〔局地激甚災害の指定基準〕－市町村災害が対象－（昭和 43 年 11 月 22 日 中央防災会議決定）

適用条項（適用措置）	指 定 基 準
激甚法第 2 章（3 条～4 条） （公共土木施設災害復旧事業等に関する特別財政援助）	(1) 次のいずれかに該当する災害 ① (イ) 当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業費 > 当該市町村の標準税収入×50% （査定事業費が1,000万円未満のものを除く） (ロ) 当該市町村の標準税収入が50億円以下であり、かつ、当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業費が2億5,000万円を超える市町村 当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業費 > 当該市町村の標準税収入×20% (ハ) 当該市町村の標準税収入が50億円を超え、かつ、100億円以下の市町村 当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業費 > 当該市町村の標準税収入×20% +（当該市町村の標準税収入 －50億円）×60% ただし、この基準に該当する市町村ごとの査定事業費を合算した額がおおむね1億円未満である場合を除く。 ② ①の公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額(※)からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所の数がおおむね10未満のものを除く）
激甚法第 5 条 （農地等の災害復旧事業等に関する補助の特別措置） 激甚法第 6 条 （農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例）	農地等の災害復旧事業に要する経費の額 > 当該市町村の農業所得推定額 × 10% （但し、災害復旧事業に要する経費が1,000万円未満は除外） 但し、当該査定事業費の額を合算した額が概ね5,000万円未満である場合を除く。
激甚法第 11 条の 2 （森林災害復旧事業に対する補助）	林業被害見込額 > 当該市町村の生産林業所得推定額 ×150% （但し、林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得推定額の概ね 0.05%未満の場合は除く。）かつ、要復旧見込面積が大火による災害にあつては、概ね 300ha、その他の災害にあつては、当該市町村の民有林面積（人工林に係るもの）のおおむね 25%を超える場合

適用条項(適用措置)	指 定 基 準
激甚法第 12 条 (中小企業信用保険法による 災害関係保証の特例) 激甚法第 13 条 (小規模企業者等設備導入資 金助成法による災害関係特 例) 激甚法第 15 条 (中小企業者に対する資金の 融通に関する特例)	中小企業関係被害額 > 当該市町村の中小企業所得推定額 ×10% (但し、被害額が 1,000 万円未満は除外) に該当する市町村が 1 つ以上 但し、上記に該当する市町村の当該被害額を合算した額が、 概ね 5,000 万円未満である場合を除く。
激甚法第 24 条 (小災害債に係る元利償還金 の基準財政需要額への算入 等)	法第 2 章又は第 5 条の措置が適用される場合

6 復旧の基本方向の決定等

(1) 復旧の基本方向の決定

県は、被害の状況及び被災地の特性並びに被害を受けた公共施設等の管理者及び市町村の意向等を勘案するとともに、迅速な原状復旧又はさらに災害に強いまちづくり等の中長期的な復興計画等に配慮し、復旧の基本方向を定める。

(2) 災害復旧計画概要書(査定設計書)の作成

被害を受けた公共施設等の管理者は、(1)の基本方向に基づき、速やかに災害復旧計画概要書(査定設計書)を作成する。

なお、被害を受けた公共施設等の復旧にあたっては、原状復旧を基本にしつつも、再度の災害防止の観点から、可能な限り改良復旧を行う。

また、迅速な原状復旧を進めるため、県警察は暴力団等の動向把握を徹底し、復旧事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、県、市町村及び業界団体等に必要な働きかけを行うなどして、復旧事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

(3) 国、県による復旧工事の代行

国及び県は、著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害(以下「特定大規模災害」という。)等を受けた地方公共団体又はその団体の長から要請があり、かつ当該地方公共団体の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、当該地方公共団体又はその団体の長に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、被災地方公共団体に対する支援を行う。

国は、県又は市町村から要請があり、かつ県又は市町村の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要する工事で県又は市町村に代わって自らが行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、指定区間外の国道、県道又は市町村道の災害復旧に関する工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。

県は、自らが管理する道路と交通上密接である市町村道について、当該市町村から要請があり、

かつ当該市町村の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、当該市町村に代わって自らが災害復旧等に関する工事を行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。

国は、県が管理の一部を行う指定区間内の一級河川又は二級河川における河川の改良工事若しくは修繕又は災害復旧事業に関する工事について、県から要請があり、かつ県の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要する工事を県に代わって行うことが適当と認められるとき（国にあっては、その事務の遂行に支障のない範囲である場合に限る。）は、県に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。

国は、災害が発生した場合において、県が管理の一部を行う指定区間内の一級河川又は二級河川に係る維持（河川の埋塞に係るものに限る。）について、県から要請があり、かつ県における河川の維持の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要する維持を県に代わって行うことが適当と認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、県に代わって維持を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。

7 災害査定促進

(1) 災害査定申請

県の所管課は、復旧事業費の早期決定により災害復旧事業の円滑な実施を図るため、災害復旧事業について、国（関係省庁）に対し国庫負担申請を行う。

(2) 査定計画の作成と協議

県の所管課は、国に対する国庫負担申請に合わせて、査定計画（日程）を作成のうえ、国（関係省庁）と協議を行い、被害を受けた公共施設等について国の査定が速やかに受けられるよう努める。

また、被害の状況により、特に緊急を要する場合は、査定が迅速に実施されるよう必要な措置を講ずる。

8 災害復旧関係技術職員等の確保

(1) 県営災害復旧事業

ア 被災地を管轄する県出先機関において、災害復旧事業に係る測量、設計書の作成及びその他の業務を担当する技術職員等に不足が生じたときは、当該出先機関を所管する本庁の課（この項において、以下「本庁主管課」という。）に対し、技術職員等の応援派遣を協議する。

イ 本庁主管課は、出先機関から技術職員等の応援派遣について協議を受けたときは、被災地以外を管轄する県出先機関及び本庁関係各課から所要数の技術職員等を派遣するべく、当該出先機関及び関係課並びに人事課と調整を行うなど、必要な措置を講じる。

ウ 本庁主管課は、県職員の応援派遣のみでなお不足が生じるときは、関係都道府県から職員の応援派遣を受け、国にあっせんを要請するなど、必要な措置を講ずる。

(2) 市町村営災害復旧事業

ア 被災市町村において、災害復旧事業に係る測量、設計書の作成及びその他の業務を担当する技術職員等に不足が生じたときは、当該災害復旧事業を所管する県の部局の主幹課に対し、技術職員等の応援派遣について協力を要請する。

イ 災害復旧事業を所管する県の部局の主幹課は、被災市町村から技術職員等の応援派遣に

ついて協力要請を受けたときは、被災地以外の市町村からの職員の応援派遣又は県職員の応援派遣について調整を行うなど、必要な措置を講ずる。

9 資金計画

(1) 県の資金計画

ア 資金需要の把握

県（財政課）は、災害応急対策及び災害復旧事業の実施に必要な経費を迅速に調査し、全体の資金量を把握する。

イ 資金計画の策定

県（財政課）は、各種災害復旧事業制度、地方債制度及び地方交付税制度等を踏まえ、全体の資金計画を策定する。

ウ 各種災害復旧事業制度の活用

県の災害復旧事業担当課は、国からの助成を確保するため、各種災害復旧事業制度等に基づき必要な措置を講ずる。

エ 地方財政措置制度の活用

県（財政課）は、財政の健全性及び計画的な行政運営が損なわれないよう、普通交付税の繰上交付、災害復旧費に係る地方債の元利償還金の算入、特別交付税の交付及び起債等、地方財政措置制度に基づき必要な措置を講ずる。

なお、大規模災害等の発生時においては、特別交付税の交付額の決定等の特例が設けられる。

〔地方財政措置制度の概要〕

1 地方交付税の種類

(1) 普通交付税

財源不足団体に対し交付

(2) 特別交付税

普通交付税では捕捉されない特別の財政需要に対し交付

2 特別交付税の額の決定

特別交付税の額は、

(1) 基準財政需要額に捕捉されなかった特別の財政需要があること、

(2) 基準財政需要額に過大に算定された財政収入があること、

(3) 災害のための特別の財政需要があること

等を考慮して決定される。

3 地方交付税の交付時期

(1) 普通交付税

各地方公共団体の資金繰り等を考慮し、4月、6月、9月および11月の4回に分けて交付される。

(2) 特別交付税

年度途中における財政需要等も考慮する必要があること等から、12月及び3月の2回に分けて決定・交付される。

オ 短期資金の確保

県（財政課）は、災害対策に係る資金計画において一時的に資金が不足する場合は、金融機関からの一時借入金又は東北財務局山形財務事務所からの地方短期資金（災害つなぎ資金）により、必要資金を確保する。

(2) 市町村の資金計画

被害を受けた市町村は、県に準じて、災害応急対策及び災害復旧事業の実施に必要な経費を調査し、全体の資金量を把握するとともに、各種災害復旧事業制度、地方債制度及び地方交付税制度等を踏まえ、全体の資金計画を策定する。

また、各種災害復旧事業制度及び地方財政措置制度等に基づく必要な措置を講ずるとともに、必要に応じて、県に準じて短期資金の確保を行う。

(3) 東北財務局山形財務事務所の措置

ア 東北財務局山形財務事務所は、県及び市町村と緊密に連絡し、その災害対策に係る資金計画を把握するとともに、県及び市町村の地方債について必要な措置を講ずる。

イ また、県及び市町村の資金計画において一時的に資金が不足する場合は、県及び市町村の要請に応じ、災害つなぎ資金として財政融資資金を融通する措置を講ずる。

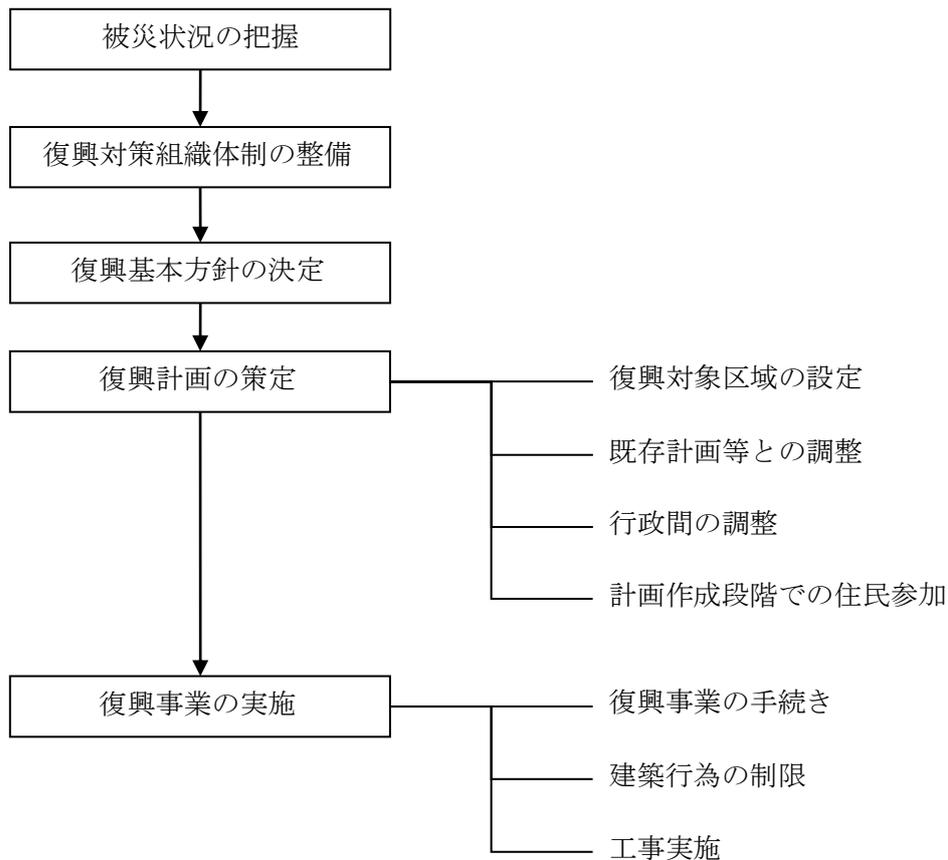
ウ 県又は市町村において国有財産（普通財産）を応急措置や復旧・復興対策の実施の用に供する場合は、県又は市町村の要請に応じ、適切な貸付けの措置を講ずる。

第4章 災害復興計画

1 計画の概要

大規模な地震により社会経済活動に甚大な被害が発生した場合に、県及び市町村が住民、民間事業者及び施設管理者等と連携して実施する災害復興対策について定める。

2 災害復興計画フロー



3 復興対策組織体制の整備

被災地の復旧・復興は、県及び市町村が主体となって、住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行う。また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。

市町村及び県は、被災直後の救助と応急復旧中心の体制から復興対策の体制へ円滑に移行ができるよう、必要に応じ復興本部等の総合的な組織体制を整備する。その際、復興対策の円滑な実施を期すため、自治体内部だけでなく外部の有識者や専門家及び住民を含めた、復興計画策定のための検討組織を併せて設置する。

その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するとともに、障がい者や高齢者等の要配慮者の参画についても促進する。

また、復興対策の遂行にあたり必要な場合は、国、他の市町村及び関係機関等に職員の派遣を要請する等の協力を得る。

4 復興基本方針の決定

市町村及び県は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方針を定める。

5 復興計画の策定

(1) 復興計画の策定

大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となることから、これを可及的速やかに実施するため、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ、計画的に復興を進める。

市町村及び県は、再度災害防止と快適な都市環境を目指し、長期総合計画等の上位計画や他の個別計画等との調整を図りながら、住民の安全と環境保全等にも配慮した復興計画を作成する。復興計画のうち、幹線道路や公園などの都市施設や土地区画整理事業、市街地再開発事業等の計画については、事業着手までの間、建築規制等についての住民協力を得るため、都市計画決定を行う。

(2) 特定大規模災害時における復興対応

特定大規模災害の復興に際して特別の必要があるときは、内閣総理大臣は、大規模災害からの復興に関する法律に基づく復興対策本部を設置し、復興基本方針に基づく施策の推進、関係行政機関や地方公共団体等が実施する施策の総合調整等を行う。

県は、必要に応じて、国の復興基本方針に即して県復興方針を定める。

市町村は、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施する。

国土交通省及び県は、特定大規模災害等を受けた地方公共団体から要請があり、かつ、地域の実情を勘案して必要と認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該地方公共団体に代わって、円滑かつ迅速な復興を図るために必要な都市計画の決定等を行う。

県、市町村は、必要に応じ、関係行政機関又は関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請する。

国及び都道府県は、必要に応じて、職員の派遣に係るあつせんに努める。

6 復興事業の実施

(1) 土地区画整理事業等の推進による防災まちづくり

市町村は、土地区画整理事業等の推進により、住宅地、業務地等の私有地の整備改善と、道路、公園、河川等の公共施設の整備に総合的・一体的に取り組む。また、復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用し、被災市街地復興推進地域内の市街地において、土地区画整理事業や市街地再開発事業等による計画的な整備改善、市街地の復興に必要な住宅の供給について必要な措置を講じる。

なお、既存不適格建築物については、防災とアメニティの観点から、市街地再開発事業等の適切な推進により、その解消に努める。

(2) 防災性向上のための公共施設の整備等

県、市町村及び公共施設管理者等は、防災性向上のため、必要に応じ次に掲げる公共施設等

を整備する。その際、関係機関が連携し、医療、福祉、行政及び備蓄等の機能を有する公共・公益施設を集中的に整備し、災害時における防災の拠点となる「防災安全街区」の整備についても留意する。

- ア 緊急物資の輸送路、避難路、延焼遮断空間及び防災活動拠点等の機能を持つ道路、都市公園、河川及び港湾等の骨格的な都市基盤施設の整備
- イ 電線共同溝等の整備によるライフラインの耐震化
- ウ 建築物及び公共施設の耐震・不燃化

7 住民合意の形成

復興対策を円滑に実施するためには、地域住民の合意形成を図ることが重要である。

市町村は、地域住民に対して、新たなまちづくりの展望や計画作成までの手続き、スケジュール等の情報を提供し、その参加と協力を得て復興計画を策定し、各種の復興施策を推進していく。